

協議項目	24-3	納税関係の取扱い	関係項目			
調整方針	1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時までに廃止する方向で調整する。 2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。 3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。					
現 況						調整理由・課題
1 納税の奨励						
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 納税組合報奨金等	組合に対して交付 【H15.4現在】 市税普通税 ・取扱奨励費 納付した納付書1枚 ……100円 ・組合員加入奨励金 1世帯 ……300円 ・優良納税組合特別奨励金 完納組合(100%) ……1,000円 (ただし過去5年間完納 の場合は2,000円加算) 準完納組合(98%以上) ……500円 ・組合事務取扱費 組合事務費(均等割) 1組合…3,000円 組合事務費(取扱員数割) 完納組合(100%) 1人 ……30円 準完納組合(98%以上) 1人 ……25円 その他組合 1人 ……20円 国民健康保険税 ・取扱奨励費 納付した納付書1枚 ……100円 ・優良納税組合特別奨励金 完納組合(100%) ……1,000円 (ただし過去5年間完納 の場合は2,000円加算) 準完納組合(98%以上) ……500円 ・組合事務取扱費 組合事務費(取扱員数割) 完納組合(100%) 1人 ……30円 準完納組合(98%以上) 1人 ……25円 その他組合 1人 ……20円	該当なし	平成15年度より廃止	該当なし	該当なし	該当なし
						1【調整理由】 ・納税組合奨励事業は、渋川市のみで実施しているが納税組合所期の目的が達成されたことから、平成16年度中に事業の廃止等について検討を行うため。 2【調整理由】 ・6市町村で相違しているため、現状の金融機関等で調整する。 【課題】 ・金融機関等との調整が必要となる。 3【調整理由】 ・収納及び徴収体制は、6市町村で相違しているため、新市においても引き続き収納率の向上を図るための体制が必要となる。 【課題】 ・全庁体制による特別滞納整理に取り組む場合、職員への啓発等が必要となる。

議案第25号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-3 納税関係の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2) 優良納税組合表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・優良納税組合 (5年連続完納毎に) ・完納納税組合 (1年完納毎に) ・準完納納税組合 (収納率98%以上1年毎に) ・優良納税組合員 (納税組合長連続10年) 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
2 口座振替							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 口座振替金融機関等	群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、足利銀行、東和銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、利根郡信用金庫、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、足利銀行、東和銀行、かみつけ信用組合、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、北群渋川農業協同組合、東和銀行、中央労働金庫、かみつけ信用組合、郵便局	群馬銀行、足利銀行、東和銀行、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、かみつけ信用組合、北群渋川農業協同組合、郵便局	群馬銀行敷島、渋川支店、赤城橋農業協同組合、かみつけ信用組合赤城支店、郵便局	群馬銀行、北群馬信用金庫、赤城橋農業協同組合、足利銀行、東和銀行、かみつけ信用組合、郵便局	
(2) 口座振替手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件7.35円 (消費税を含む) ・農協 1件7.35円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関、農協 1件10.5円 (消費税を含む) ・郵便局 1件10円 (消費税を含む) 	
3 市町村税等の収納及び徴収体制							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
収納・徴収体制	<ul style="list-style-type: none"> ・延長窓口開設 (毎週金曜日午後7時まで) ・全庁体制による特別滞納整理 (4月・11・12月) ・出納閉鎖期滞納整理強化月間 (5月) ・催告書一斉発送 (12月・4月) ・収納嘱託員制度 (14・15年度は2人任用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三役、税務担当課長による特別滞納整理 (11月・12月) ・出納閉鎖期間滞納整理強化月間 (3月・5月) ・催告書一斉発送 (8月・3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末、出納閉鎖期特別滞納整理 (3月・5月) ・催告書の一斉発送 (9月・1月) ・夜間訪問徴収 (随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納閉鎖期、年末滞納整理 (5月・12月) ・税務課職員による滞納整理 (年間) ・課長補佐以上体制による滞納整理 (1月～3月) ・窓口受付 (随時) ・催告書一斉発送 (5月・12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2課合同体制による滞納整理 ・催告書一斉発送 (5・9・12・2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3課合同体制による日曜納税窓口 ・滞納整理 (5月・9月・12月) ・出納閉鎖期滞納整理強化月間 (5月) ・催告書一斉発送 (4・6・8・10・12・2月) 	

協議項目	24-3 納税関係の取扱い	関係項目	
現		況	
			調整理由・課題
<p>【関係法令】 納税貯蓄組合法 (抜粋) (目的) 第 1 条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織されるその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もって租税の容易かつ確実な納付に資せしめることを目的とする。 (補助金の交付) 第 10 条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。ただし、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。</p>			
4 先進地事例			
<p>篠山市 納税奨励金及び町税取扱報償金については、合併時に廃止するものとする。 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。 督促手数料については、篠山市の例による。</p>	<p>さぬき市 納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。 督促手数料については、現行のとおりとする。</p>	<p>東かがわ市 納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。 納期前に納付した税額の 100 分の 1 に、納期前に係る月数 (第 1 期の納期の末日に納付があったものとみなして計算した月数 (1 月未満の端数がある場合は、14 日以下は切り捨て、15 日以上は 1 月)) を乗じて得た額とする。ただし、第 1 期の納期前に、第 1 期分とあわせて第 2 期から第 4 期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。 (第 2 期前納税額の 1%、第 3 期前納税額の 3%、第 4 期前納税額の 6%) 報奨金の額が 100 円未満の場合は交付しない。 また、100 円に満たない端数を生じた場合は、切り捨てる。 第 1 期の納付内に、第 1 期分とあわせて第 2 期から第 4 期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。</p>	
<p>あさぎり町 納税貯蓄組合については廃止する。</p>	<p>加美町 納税貯蓄組合への補助金等については、合併後 2 年を目途に納税貯蓄組合法の規定に則り調整し、統一する。</p>	<p>丹波市 (H16 合併予定) 納期前納付報奨金の交付率は 0.3 / 100 とする。ただし、合併後において 16 年度は旧町の取扱いによる。 納付方法は直接納付及び口座振替とする。</p>	